平成２１年（フ）第４０２６号
北海道江別市野幌町35番地の６　太陽ビル303
債務者　木皿　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３９号
札幌市東区伏古７条３丁目２番12―101号
債務者　東田　泰代（旧姓蓬田）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４５号
札幌市厚別区もみじ台東３丁目２番24―506号
債務者　新木　一美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６４号
札幌市白石区東札幌２条２丁目２番13号　ノーザンライツ203号
債務者　鈴木ちどり
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６９号
札幌市北区篠路８条４丁目１番１号　ハイツヤマト201号石川方
債務者　江崎　典子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１４号
札幌市東区本町２条５丁目４番34号
債務者　菅原　雅男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１５号
札幌市東区本町２条５丁目４番34号
債務者　菅原　尚美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１１９号
札幌市中央区南10条西８丁目１番17―306号
債務者　石崎多嘉子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１３１号
札幌市西区西野９条８丁目１番10号　サンハイツＡ―102号
債務者　天田　智子（旧姓梅津・田澤）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６０号
札幌市東区北51条東５丁目１番５号　第一山宗ハイツ２号
債務者　木島　富男
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１６１号
札幌市東区北51条東５丁目１番５号　第一山宗ハイツ２号
債務者　木島　京子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１７２号
北海道石狩市厚田区虹が原165番地286
債務者　柴田亜由美（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９１号
札幌市清田区平岡３条１丁目５番７号
債務者　宮田　幸弘
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９２号
札幌市清田区平岡３条１丁目５番７号
債務者　宮田　美恵（旧姓鳥居）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４１９４号
札幌市手稲区富丘２条３丁目８番24号　シャレムアカシヤ201号
債務者　富士原智恵子（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２０４号
札幌市白石区北郷１条８丁目10番16号
債務者　田巻真由美
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２２９号
札幌市東区本町２条２丁目５番28号　グレースハイム本町207号
債務者　茂内智嘉子
1　決定年月日時　平成22年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部